平成２１年（フ）第３３８号
和歌山市紀三井寺1301―１、商業登記簿上の本店所在地大阪市阿倍野区松崎町２丁目３番17号
破産者　有限会社相楽霊園管理
１　期日　平成22年５月31日午前11時45分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月12日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第８２３１号
大阪府池田市旭丘２丁目４番17号
破産者　株式会社高木組
１　期日　平成22年４月27日午後１時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９７１号
大阪市天王寺区真法院町20番35号
破産者　工藤　　明
１　期日　平成22年４月27日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月11日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第２４９号
熊本市渡鹿７丁目15番27―304号
破産者　廣瀬　淳一
異議申述期間　平成22年５月７日まで
平成22年３月12日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３５号
熊本県阿蘇市内牧1214番地　コーポ阿蘇Ｂ棟105号、破産手続開始決定時の住所熊本県阿蘇市波野大字小地野1326番地
破産者　山部　昭二
異議申述期間　平成22年５月12日まで
平成22年３月12日　熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２０年（フ）第５１５号
宮崎県宮崎郡清武町池田台24番地10、開始決定時の住所宮崎県宮崎郡清武町正手１丁目19番地１　高木アパート207号
破産者　渡邉　　剛
異議申述期間　平成22年５月12日まで
平成22年３月12日　　宮崎地方裁判所破産係

免責審尋期日

平成２１年（フ）第２４２２３号
東京都大田区下丸子４丁目27―３―1402
破産者　三島　知和
審尋期日　平成22年７月14日午前10時
平成22年３月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２２４号
東京都大田区下丸子４丁目27―３―1402
破産者　三島　祝代
審尋期日　平成22年７月14日午前10時
平成22年３月８日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦380番地
清算株式会社　株式会社隆泉堂
清算人　田中　光仁
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（ヒ）第１号
岐阜県岐阜市清710番地１
清算株式会社　株式会社大里
代表清算人　窪　大二郎
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０８１号
東京都葛飾区四つ木４丁目10番11号
清算株式会社　金剛タイヤ工業株式会社
１　決定年月日　平成22年３月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第３２号
東京都中央区銀座１丁目24番１号
再生債務者　株式会社ファースト・オーシャン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区永田町２―13―10　プルデンシャルタワー11階　東京青山・青木・狛法律事務所　弁護士　阿部信一郎
平成22年３月11日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２１年（再）第７号
札幌市中央区南２条西19丁目291番地の57
再生債務者　北陵興発株式会社
主文　平成21年３月23日にした監督命令を取り消す。
平成22年３月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（再）第４号
和歌山県岩出市川尻240番地の２
再生債務者　有限会社久保組
主文　平成20年11月20日にした監督命令を取り消す。
平成22年３月10日　和歌山地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第３０号
東京都小平市津田町３丁目35番30号
再生債務者　株式会社一竹工房
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年５月11日から平成22年５月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第３３号
千葉県館山市北条1857番地の１
再生債務者　ナショナルシューズ株式会社
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前９時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月８日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年５月20日から平成22年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第２６４号
静岡県沼津市西沢田字八反田55番地
再生債務者　株式会社サンオーネスト
特別調査期間　平成22年４月22日から平成22年４月23日まで
平成22年３月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２７８号
宮崎県児湯郡新富町大字新田17605番地
再生債務者　日向観光開発株式会社
特別調査期間　平成22年４月８日から平成22年４月９日まで
平成22年３月10日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第２６４号
静岡県沼津市西沢田字八反田55番地
再生債務者　株式会社サンオーネスト
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成22年４月19日まで及び平成22年４月27日午前10時債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年４月27日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年３月９日
東京地方裁判所民事第20部